

船舶事故等調査報告書

平成24年9月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第112号	
事故等種類	灯浮標損傷	
発生日時	平成24年5月11日 17時20分ごろ	
発生場所	山口県上関町八島 <sup>やしま</sup> 南西方沖 伊予灘航路第4号灯浮標 (概位 北緯33°42.4' 東経132°03.4')	
事故等調査の経過	平成24年6月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	油送船 <sup>せいほう</sup> 青豊丸、498トン	
船舶番号、船舶所有者等	134530、二共海運有限会社	
乗組員等に関する情報	一等航海士、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 なし 灯浮標 マーキング装置等に曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、八島南西方沖を北西進中、単独で船橋当直に就いていた一等航海士が、伊予灘航路第4号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）の右舷側を通過できるものと思ひ、風潮流により圧流されていることに気付かず、平成24年5月11日17時20分ごろ本件灯浮標に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：潮流 南流約1ノット	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、八島南西方沖を北西進中、一等航海士が、本件灯浮標の右舷側を通過できるものと思ひ、適切な見張りを行っていなかったことから、風潮流により圧流されていることに気付かずに航行し、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、八島南西方沖を北西進中、一等航海士が、適切な見張りを行っていなかったため、風潮流により圧流されていることに気付かずに航行し、本件灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・灯浮標の近くを通過する際には、風潮流の影響を考慮し、接近状況を確認すること。	